

付 録

議員提出議案第 3 号

地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」の実現を求める意見書
の提出について

地方自治法第 9 9 条の規定により別紙のとおり意見書を提出する。

平成 1 6 年 9 月 2 2 日 提出

提 出 者

境港市議会議員 竹 内 祐 治
南 條 可代子
石 長 靖 哉
渡 辺 明 彦
岩 間 悦 子
岡 空 研 二
松 下 克
定 岡 敏 行

地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」の実現を求める意見書

平成16年度における国の予算編成は、「三位一体の改革」の名の下に、本来あるべき国・地方を通ずる構造改革とは異なり、国の財政健全化方策を優先したものと受け取らざるを得ず、著しく地方との信頼関係を損ねる結果となった。

こうした中、政府においては、去る6月4日に「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」が閣議決定され、「三位一体の改革」に関連して、概ね3兆円規模の税源移譲を前提として、地方公共団体からの具体的な国庫補助負担金改革を取りまとめることが要請されたところである。

地方六団体は、この要請に対し、去る8月24日に、国と地方公共団体の信頼関係を確保するための一定条件を下に、地方分権の理念に基づく行財政改革を進めるため、税源移譲や地方交付税のあり方、国による関与・規制の見直しに関する具体例を含む「国庫補助負担金に関する改革案」を政府に提出したところである。

しかし、その後の経済財政諮問会議の議論の動向をみると、今年度に引続き地方財源の削減が懸念される事態となっている。

よって、国においては、早期に三位一体改革の全体像を明示するとともに、地方六団体が取りまとめた今回の改革案と我々地方公共団体の思いを真摯に受止められ、以下の前提条件を十分踏まえ、その早期実現を強く要望する。

記

1. 国と地方の協議機関の設置

地方の意見が確実に反映されることを担保とするため、国と地方六団体との協議機関を設置することをこの改革の前提条件とすること。

2. 税源移譲との一体的実施

今回の国庫補助負担金改革のみを優先させることなく、これに伴う税源移譲、地方交付税措置を一体的、かつ同時に実施すること。

3. 確実な税源移譲

今回の国庫補助負担金改革は、税源移譲が確実に担保される改革とすること。

4. 地方交付税による確実な財政措置

税源移譲額が国庫補助負担金廃止に伴い財源措置すべき額に満たない地方公共団体については、地方交付税により確実な財源措置を行うこと。

また、地方交付税の財源調整、財源保障の両機能を強化するとともに、地方財政全体及び個々の地方公共団体に係る地方交付税の所要額を必ず確保すること。

5. 施設整備事業に対する財政措置

廃棄物処理施設、社会福祉施設等の整備は、臨時的かつ巨額の財政負担となる事業であることから、各地方公共団体の財政規模も考慮しつつ、地方債と地方交付税措置の組合せにより万全の財政措置を講じること。

6. 負担転嫁の排除

税源移譲を伴わない国庫補助負担金の廃止、生活保護費負担金等の補助負担率の切下げ、単なる地方交付税の削減等、一方的な地方への負担転嫁は絶対に認められないこと。

7. 新たな類似補助金の創設禁止

国庫補助負担金改革の意義を損ねる類似の目的・内容を有する新たな国庫補助負担金等の創設は認められないものであること。

8. 地方財政計画作成に当たっての地方公共団体の意見の反映

地方財政対策、地方財政計画の作成に当たっては、的確かつ迅速に必要な情報提供を行うとともに、地方公共団体の意見を反映させる場を設けること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議員提出議案第 4 号

「地球温暖化防止のための森林吸収源対策の推進を求める意見書」
の提出について

地方自治法第 99 条の規定により別紙のとおり意見書を提出する。

平成 16 年 9 月 22 日 提出

提 出 者

境港市議会議員 竹 内 祐 治
南 條 可代子
石 長 靖 哉
渡 辺 明 彦
岩 間 悦 子
岡 空 研 二
松 下 克
定 岡 敏 行

地球温暖化防止のための森林吸収源対策の推進を求める意見書

我が国の森林は、古来、国民生活と深くかかわってきた。木材の生産はもとより、災害の防止、良質な水の安定的な供給などを通じて、安全で豊かな生活が築かれ、多くの日本人にとっての原風景や信仰の対象となることで精神活動も支えられてきた。

また、私たちが生活していくことのできる環境を守る上で、重要な役割を果たしている。特に、近年では、地球温暖化の主たる要因である二酸化炭素の吸収源として重要な役割が期待されている。

地球温暖化対策については、京都議定書に定める我が国の温室効果ガス削減目標 6%のうち、3.9%を森林による吸収量で確保することとしており、削減約束の達成には森林の健全な育成が不可欠なものとなっている。

しかしながら、我が国の森林整備を担う林業は、国産材需要の減少を要因とする木材価格の低迷等により採算性が大幅に悪化している。

この結果、我が国の森林は、間伐などの必要な手入れや伐採跡地での植林が行われず、このままでは吸収量が確保できなくなるばかりか、森林の持つ多面的な機能が大幅に減退する恐れがある。

このため、森林整備に必要な財源を確保し、併せて国産材の利用を推進することにより、森林吸収源対策を着実に進めていくことが極めて重要である。当対策の推進は、林業の活性化を通じて、山村地域の振興にもつながるものである。

よって、国におかれては、森林整備の諸対策を一層充実させ、森林の持つ多面的な機能を高めることと併せ、CO₂の排出量に応じた温暖化対策税の創設とその税を森林整備を推進するための新たな財源と位置付け、地球温暖化防止のため森林吸収源対策の確実な推進と山村の活性化を図られるよう強く要望する。

地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。